平成２２年（フ）第６１７号
岐阜市茜部野瀬２丁目11番地
債務者　第一技建株式会社
代表者代表取締役　郷　　健二
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤　　良寛
4　破産債権の届出期間　平成22年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月27日午前10時
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６０号
奈良県五條市二見５丁目７番17号、商業登記簿上の本店所在地奈良県五條市二見４丁目３番64号
債務者　株式会社ツルヤ
代表者代表取締役　鶴岡　昌芳
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　達也
4　破産債権の届出期間　平成22年12月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月27日午前11時
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第２３４号
鳥取県鳥取市晩稲100番地１、商業登記簿上の本店所在地鳥取県鳥取市今町２丁目204番地
債務者　株式会社山中靴店
代表者代表取締役　山中　敦雄
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　光寿
4　破産債権の届出期間　平成22年11月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月18日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７３０号
兵庫県姫路市林田町六九谷849番地の１
債務者　有限会社新栄一工業
代表者代表取締役　岡本　賢治
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻野　正和
4　破産債権の届出期間　平成22年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月25日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４６６号
北海道上磯郡知内町字森越41番地
債務者　株式会社東出組
代表者代表取締役　東出　隆之
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　剛史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月９日午後４時30分
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１０７９号
北九州市小倉北区清水１丁目14番18号
債務者　有限会社九カンクリーン
代表者代表取締役　松下　武弘
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月16日午前11時
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４４７号
宮崎市大塚町水流5162番地２
債務者　株式会社瀬戸口商事
代表者代表取締役　瀬戸口浩二
1　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　萩元　重喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月14日午後２時30分
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９６４号
北九州市小倉北区堺町２丁目４番26号
債務者　有限会社アートフーズ
代表者代表取締役　樋口　静子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　典子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月20日午後１時30分
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５６７号
埼玉県越谷市大字弥十郎723番５号
債務者　有限会社アドバン
代表者取締役　石原　　正
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月21日午後３時
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１００３号
京都市下京区五条通富小路西入塩竈町387番地２　双葉五条ビル501号
債務者　株式会社ムロマチ
特別代理人　宮﨑　純一
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙山　宏之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月24日午前10時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１７２７号
京都府久世郡久御山町佐山籾池５番８
債務者　有限会社トランスポート井上
代表者取締役　井上　良一
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　隆志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月24日午後２時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５０２号
さいたま市緑区大字大崎1974番地
債務者　有限会社大崎設備解体工業
代表者取締役　増田ゆり子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松苗　弘幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月１日午後２時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６１９号
さいたま市見沼区東大宮２丁目49番５号
債務者　有限会社スパンキー
代表者代表取締役　坂口　　勝
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綿引　剛一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月１日午後３時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５８１号
埼玉県幸手市中４丁目17番19号
債務者　有限会社中里ガス
代表者代表取締役　中里　　昭
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金井　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月４日午前10時30分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３３５７号
札幌市北区北27条西６丁目２番12号
債務者　株式会社いのこ家
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　昌彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月８日午前10時
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第３５０号
群馬県高崎市上並榎町232番地11
債務者　福田　　豊
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　正樹
4　破産債権の届出期間　平成22年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月12日午前11時50分
6　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部